

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岐阜県

1. 全職員に係る情報

	職員区分	男女の給与の差異	
		(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
ア	任期の定めのない常勤職員	87.6%	※1
イ	任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.9%	
ウ	全職員	82.4%	※2

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	105.0%	
本庁課長相当職	98.0%	
本庁課長補佐相当職	96.7%	
本庁主査・主任相当職	93.6%	

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	100.1%	
31～35年	97.6%	
26～30年	94.0%	
21～25年	91.6%	
16～20年	88.7%	
11～15年	92.8%	
6～10年	95.3%	
1～5年	94.7%	

【説明欄】

男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因として考えられるもの

※1「任期の定めのない常勤職員」

任期の定めのない常勤職員の男女比は約7：3であるところ、近年の女性職員の新規採用は増加しており、勤続年数10年以下の区分に占める職員の女性職員の割合が約4割を占めるなど、相対的に給与水準が低い若手職員に女性職員が多いため。

※2「全職員」

「任期の定めのない常勤職員」に比べ給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性職員は15%、女性職員は35%となっており、女性職員の方が高いため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 短時間勤務職員は人員を数える単位として時間を用いている。